

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、本当の生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

発行日 2016.6.1
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市石森1丁目
24-16
TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

避難者原告団だより 第17号

4月27日(水)第16回避難者訴訟期日が開廷されました。

今回のポイントは、4月から新たに裁判長が交代し、今までの裁判合議体制が変更になったこと、それに伴い今までの裁判の概要の説明と今後の要望などを「更新弁論」としてまとめ、新体制の裁判官たちに聞かせるという内容であったことです。原告団からは、早川篤雄団長と私(金井直子)が更新弁論を行ないました。また、弁護団からも各担当者からの発言と意見があり、引き続き2名の原告の方々の本人尋問も実施されました。※詳細は、別紙の弁護団事務局長の笹山尚人弁護士の報告レポートをご覧ください。



～避難者訴訟原告団のみなさんへ～ 『8/27(土) 交流会の事前告知』

来たる、8月27日(土)～28日(日)、毎年実施している「弁護団&原告団役員合同会議合宿」が、いわき市内で開催されます。特に今回は、役員だけでなく、避難者訴訟原告団員の皆さんに広く声かけをして、「8月27日(土)夕方(時間と場所はまだ未定)の弁護団と原告団の交流会」を、実施しよう、との企画があります。詳細は追ってご案内いたします。是非、多くの原告団の方々の参加をよろしくお願いします。

『裁判活動の協力金及び寄付(カンパ金)についてご報告』

標記の件、前回の避難者原告団だより第16号で、お知らせとお願いをしましたところ、さっそく、原告団員の方々より、多くの協力金(避難者訴訟活動資金&寄付)をいただいております。この場をお借りして、心からの感謝を申し上げます。事務局の財政と活動に対しまして、本当に迅速な対応をいただき、本当に助かります。皆さんからお預かりしたお金は、下記のゆうちょ銀行の口座に記録し、積み立てし、避難者訴訟裁判にかかわる経費に充ててまいります。ありがとうございます。

なお、経費の多くは、原告団だより発行のコピー代、印刷代、郵送代、及び、今までの意見陳述集作成の印刷代として活用しています。また、前回もお知らせした通り、全国の原発訴訟原告団の連絡会が発足し、全体の共同代表に、我が早川篤雄団長、事務局長に佐藤三男さん、事務局員に私(金井直子)が任命されました。今後、さらに福島地裁いわき支部を中心に、全国にバラバラに避難している避難指示区域内外も含めた原発事故被害者避難者と連携体制を強化してまいります。

頑張りますので、どうか皆さんも、裁判期日の傍聴や、全国の避難者方々との情報交換や交流を出来るだけ心がけていただきたいと思います。共に頑張りましょう～！

※引き続き、協力金の受付をしています。必ず、1口1,000円だけは全世帯に納付をお願いいたします。

(内訳)

①原告ご家族人数分×100円 ⇒ 『原発被害者訴訟原告団全国連絡会』へ納入します。

1世帯1,000円をご協力いただければ、①を引いた金額を、裁判活動協力金として避難者訴訟原告団の原告団だより発行・郵送代・印刷代の経費にあてます。

◆ 一口1,000円ですが……、何口でもけっこうです。助かります。

◆ 納入は、下記、ゆうちょ銀行の口座へ、振込みでお願いします。

◆ 振込書控え、または皆さんの通帳記載を、領収証に代えさせていただきます。

◆ 必ず、フルネームでお振込み下さい。原告団の通帳に、記帳記録します。

◇郵便局から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【 福島原発避難者訴訟原告団 】

(記号) 18210 (番号) 3922501 フクシマゲンパツヒナンシャソショウゲンコクダン

◇他金融機関から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【 福島原発避難者訴訟原告団 】

(店名)八二八 (店番)828 (貯金種目)普通預金 (口座番号) 0392250

次回は、第17回 6月 15日(水) 午前10時 開始 予定 終了は17時頃

※但し、一般傍聴席券は抽選になりますことをご了承下さい。午前午後の傍聴参加者入れ替えも

配慮いたしますが、それでも傍聴席券が足りない場合の際は、飯野八幡宮会館でお待ち下さい。

裁判終了後、弁護団からの報告集会があります。 **※集合8時30分・昼食は各自でご準備下さい。**

